

議会議案第1号

能登半島地震の災害復興支援を求める意見書

去る3月25日に発生した能登半島地震は、県内観測史上、過去最大となるマグニチュード6.9、震度6強の大地震であった。

死者・負傷者は約300名を数え、能登有料道路などの一部崩壊、地すべりがけ崩れの多発、約15,000棟にも及ぶ建物の損壊など甚大な被害を引き起こすとともに、能登の重要産業である観光・伝統産業や農林水産業に深刻な影響を与えた。

このため、本県では、激甚災害の指定を受けるとともに、「石川県能登半島地震復旧・復興本部」を設置し、インフラの復旧、被災者生活の安定・再建、産業の復興などに最大限の努力をしているところである。

被災地は高齢化率がとりわけ高く、自力での復旧・復興が困難な被災者が多い中で、これまでどおり住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、被災者個々の住宅に対する再建支援が極めて重要である。

また、伝統工芸である輪島塗をはじめとする地元中小企業は、経営基盤が弱く、被災をきっかけに廃業に追い込まれる懸念もあることから、作業所や倉庫など生業の基盤を成す資産の修復・再建への助成など総合的な支援が急務となっている。

しかしながら、被災市町は、高齢化・過疎化の進行が著しく、財政力が脆弱であるため、国による特段の財政支援が不可欠である。

よって、国におかれては、引き続き、復興・再生に向けた最大限の措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年5月2日

衆議院議長	参議院議長	内閣総務大臣	財務大臣	文部科学大臣	厚生労働大臣	農林水産大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	環境担当大臣	防衛大臣	警察官	長官	
													長官

あて